

情報セキュリティ技術開発を活用した  
産業活性化検討ワーキンググループ（仮称）  
の設置について（案）

平成 23年 月 日  
技術戦略専門委員会決定

- 1 我が国の情報セキュリティの水準を高めるために不可欠である、情報セキュリティ産業の活性化に関する方策についての検討を行うため、技術戦略専門委員会の下に、情報セキュリティ技術開発を活用した産業活性化検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、情報セキュリティ技術開発を活用した情報セキュリティ産業の活性化を推進するための方策について、検討を行う。
- 3 WGの委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣官房情報セキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 WGに主査を置く。WGの主査は、その委員の互選により決する。
- 5 WGの主査は、必要があると認めるときは、WGの委員以外の者に対し、WGの会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 WGの庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 WGは、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、WGの主査が定める。